

# 重要事項説明書

当施設では 契約者に対して老人福祉(軽費老人ホーム)サービスを提供します。施設の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明いたします。

## 1. 設置主体

- (1)法人名 社会福祉法人尚生会
- (2)法人所在地 茨城県笠間市笠間 1635-2 番地
- (3)電話番号 0296- 73- 5562 FAX 番号 0296- 73- 5563
- (4)代表者名 理事長 山口伸樹
- (5)創立年月日 昭和 63 年 8 月 21 日

## 2. 施設の概要

### (1)施設の種類

老人福祉施設 軽費老人ホーム

### (2)施設の目的

軽費老人ホームの設置及び運営に関する基準に従い、利用者の意思及び人格を尊重し、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与等を、常にその者の立場に立ってサービスを提供することにより、利用者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目的とする。

### (3)施設の名称 軽費老人ホーム ケアハウスかさま

### (4)施設所在地 茨城県笠間市石井甲 32- 1

### (5)電話番号 0296- 70- 1100 FAX 番号 0296- 70- 1101

### (6)管理者 施設長 粉川 裕正

### (7)施設の運営方針

- ①利用者の意思や人格を尊重した対応を行い、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。
- ②生活の質の向上を図るため、明るく住みよい生活環境を目指し、ゆとりある楽しい生活を送って頂けるようなサービスを提供します。
- ③徹底した栄養管理・衛生管理を行い、利用者の状態や嗜好に沿った食事を提供します。
- ④利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的束縛その他利用者の行動を制限する行為は行いません。
- ⑤施設での事故発生時や利用者の心身の状況等に変化が見られ、緊急を要する状態である場合等は、施設非常時対応マニュアルを活用し対応いたします。
- ⑥各市町村や居宅サービス事業者、更に介護保険施設、保険医療福祉サービス提供者等との連携を図り、利用者が入退所であっても統一されたサービスが提供できるように努めます。

(8)開設年月日 平成 10 年 6 月 2 日

(9)入所定員 50 名

### 3. 職員の配置状況

- ①施設長 1 名、②生活相談員 1 名、③介護職員 2 名、⑤栄養士 1 名
- ⑥調理員は適当数を配置
  - \* 厚生労働省が定める基準により、配置された職員数です。
  - \* 夜間勤務体制は 常に職員 1 名が勤務します。

### 4. 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備等を用意しています。

- ①居室は、個室又は夫婦部屋です。
- ②共用設備 食堂、浴室、相談室、娯楽室等です。
  - \* 厚生労働省が定める基準により、設置が義務付けられている施設設備です。
  - \* 居室の変更は、原則として利用者の申し出による変更は認めない。
  - \* 特別な事情によりやむを得ず居室内の造作、模様替えを行う際には、事前に書面にてその内容を届け出る必要があります。

### 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

#### (1)サービス

①食事の提供、②入浴の準備、③各種生活相談と助言、④緊急時の対応、⑤生活の援助、⑥自主活動への援助等いたします。

#### (2)利用料金

- ①生活費 - 46,336 円 (一律)
- ②事務費 - 10,000 円～ 78,100 円 (前年の個人の収入額に応じて)
- ③管理費 - 12,900 円 (一律)
- ④その他 - 冬期加算 (11 月～3 月) 1,968 円
  - \*上記①～④の料金に電気代、上下水道代を加算したものを 1 ヶ月ごとに計算し、ご請求致します。翌月の指定する日に金融機関から自動引落としになります。(ご利用できる金融機関・・・常陽銀行、筑波銀行、水戸及び結城信用金庫、茨城県信用組合、茨城県の農協、ゆうちょ銀行)

### 6. 施設の入所・退所に係る契約

#### 入所時

- ①入所時までには、保証金として 30 万円、但し夫婦の場合は 50 万円を指定する方法で納入すること。
- ②入所する際には、次の要件を満たした身元保証人をたてること。
  - ・ 思考能力及び資力があること。

- ・ 容易に連絡が可能であること。
- ③入所に必要な書類を提出すること。

## 退所時

- ① 退所する際、居室の原状回復を行うこと。
- ② 退所日までに居室の荷物などを搬出すること。

## 7. 契約解除

次に当てはまる場合は、2ヶ月の予告期間を置いて契約の解除ができる。

- ① 入所時、虚偽の届出をして入居した場合。
- ② 利用料その他の経費を1ヶ月以上支払わない場合。
- ③ 事務費の減額にあたって虚偽の届出をした場合。
- ④ 届出をせずに造作、模様替えを行い、且つ現状回復をしない場合。
- ⑤ 金銭の管理、各種サービスの利用について自分で判断が出来なくなった場合。
- ⑥ その他、この契約事項に違反した場合。

また、利用者の事由等による契約解除は、30日以上の予告期間をもって届けさせるものとする。

## 8. 第三者による評価の実施状況

1 あり 実施日 : 年 月 日  
 評価機関名称 :  
 結果の開示 : 1あり 2なし

2 なし

## 9. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付 TEL 0296-70-1100

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けています。

- 苦情受付窓口（担当者） 粉川・松岡
- 受付時間 午前9：00～午後18：00

(2) 第三者委員による苦情の受付

事業者が選任しました第三者委員においても、苦情や相談を受け付けております。委員は、当法人の監事、評議員及び家族会会長の方です。詳細は正面玄関に掲示しております。

(3) その他苦情の受付

①笠間市 高齢福祉課 介護グループ（笠間市中央3-2-1 TEL0296-77-1101）

②茨城県社会福祉協議会（運営適正化委員会）

（水戸市千波町1918 TEL029-305-7193）

等においても受け付けています。